

X 改革・改善

1. 自己点検・評価

(1) 本学の運営の中での自己点検評価の位置づけ

本学では平成 11 年制定の「学校法人作陽学園寄附行為細則」に基づいて、自己点検・評価に力を入れてきた。その後、本学が教育・研究機関として一層充実してきたので、平成 17 年度に細則を「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要領」として改正した。本年度からは、その規定要項のもとに自己点検・評価を行なっている。

主な改正点は、自己点検・評価のみならず外部評価、相互評価、認証評価を含む「自己点検・評価等」の実施方法等について定めた点である。また、自己点検・評価の実施にあたっている組織としては、理事長・学園長に直属する全学の「運営会議」があり、この運営会議の議を経て理事長が決定するよう定めている。本学の「認証評価委員会」は、この運営会議に直属しており、定期的に自己点検・評価を行い、その報告書を作成し公表している。

(2) 過去 3 ヶ年の自己点検・評価報告書の発行状況

過去 3 ヶ年(平成 14、15、16 年度)の自己点検・評価報告書は刊行、公表された。しかし、平成 14、15 年度は本学単独のものではなく、音楽学部と共にまとめられている。それは、本学が音楽科の単科短期大学で、音楽学部と専門を等しくする組織であり、共有・共通する部分が多いことが理由であった。平成 16 年度からは本学独自の自己点検・評価報告書を刊行している。

報告書の配付先は、関係省庁、中四国の私立大学及び短期大学、これまで本学に自己点検報告書を送られてきた大学および短期大学、岡山県下の高等学校、及び本学教職員等である。

2. 自己点検・評価の教職員の関与と活用

(1) 前年度までに行った自己点検・評価に関わった教職員の範囲

平成 14 および 15 年度に関しては、次の 10 名の役職者である。

理事長・学長、音楽学部長、音楽科長、音楽科長補佐、事務部長 2 名、入試広報室長、教務委員長、事務部長補佐、図書館長。

しかし、すでに述べたように、本学は音楽学部とハード・ソフト両面で共有・共通する点が多い。自己点検・評価等への本学教員全員の積極的な関与を求めることは当然のことであり、実際にそれはおこなわれているが、自己点検・評価等の委員会およびその責任者には、やはり本学役職者と音楽学部役職者との組み合わせが適切であるという結論にいたった。17 年度の短大認証評価委員会のメンバーは、その結論に基づいている。

(2) 自己点検・評価の活用

本学では、「改革会議」、「推進委員会」、「全教職員会議」、各年度の「重点目標の設定」などが改革・改善のためのシステムとして機能している。本学の現状をあらゆる側面から

自己点検し、問題点をまとめそれらへの対応を考え、改革・改善を進めるという重要な課題についても、当初から本学所属の教職員全員が何らかの形で関わってきた。そればかりか、本学とハード・ソフト両面で共有・共通する点が多い音楽学部教員との活発な意見交換の場となっている自己点検・評価委員会は、短大としての本学の教育目的・目標、あるいは教育内容などの独自性を点検・評価するために、不可欠であり、極めて重要な意味をもっている。音楽学部の教育目的・目標、あるいは教育内容などとの比較、あるいは差別化などを継続的に検討し、短大としての本学の存在意義の再確認を常に行なっていることは、本学の特色といえる。まさしく、自己点検・評価は、短大としての本学独自の教育活動への提案や実施など、活性化のために機能している。この3年間の代表的な改革には次のようなものがある。

(ア)音楽デザイン専修の設置

平成 17 年度から、新しく誕生した専修である。コンピュータを使った音楽の創作は、現在、非常に発展している分野で、音楽文化の新しい潮流のひとつである。パソコン世代の若者の関心も高く、すでに高校時代から取り組んでいる者も少なくない。専門学校とは異なった、芸術教育の環境のなかで、この新しい音楽技術を磨くことは、本学独自の開かれた音楽教育の理念に合致するものとして設置した。

(イ)日本伝統芸能専修の設置

従来、箏曲を中心とする邦楽専修を設けていたが、平成 17 年度にこれを能・狂言、日本舞踊、琉球舞踊などを加えた日本伝統芸能専修に拡充した。小・中・高校へ邦楽教育が必須科目として導入されたこともあり、日本独自の文化をさらに幅広く学習するための措置である。また和楽器演奏に関しては、五線譜と伝統的な和譜の両方の訓練の実施によって、学校教育現場で早急に求められている指導者を育てることとした。

この専修に関しては、さらに社会人教育や留学生への対応も検討課題である。

3. 相互評価や外部評価

(1) 前年度までに行った相互評価及び外部評価の概要

本学では情報処理科(昭和 62 年増設、平成 15 年 3 月廃止)が、平成 12 年度に呉大学短期大学部と相互評価を行なったが、音楽科の単科短期大学となってからはまだ行っていない。しかし、改革会議、全教職員会議などには他大学講師を招聘し、参考意見を聴取している。また、学外者による外部評価も行なっていないが、改革会議には第三者のコーディネーターの定期的な出席を依頼し、意見の取りまとめなどに協力をあおいでいる。

(2) 相互評価や学部評価を実施するための組織、規定等の整備状況

自己点検・評価のみならず外部評価、相互評価、認証評価を含む「自己点検・評価等」を実施するための組織、及び規定などは、平成 17 年度に改正した「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要領」に定めている。

4. 第三者評価(認証評価)

第三者評価を迎えるにあたって

認証評価機関による第三者評価を迎えるにあたって、本学の建学の精神に立ちながら、改めて短期大学音楽科の存在意義、その独自の教育目的・目標、あるいは教育内容などを中心に、認証評価委員会メンバーは徹底的に論議を行なった。

たしかに、本学では卒業後、四年制大学への編入を希望したり、あるいは本学専攻科へと進学する者も少なくはなく、そこに学生たちの自身の音楽への強い愛情と専攻分野に取り組む真摯な姿をみることは出来る。とはいえ、やはり学生の多くは2年間という短期間で学習した成果をもって、早く社会に進出したいと願っている。しかも、学生たちのニーズは多様化しており、いかにそれらのニーズに柔軟に対応し、教育を活性化して行くかは、短大教育が抱えている大きな問題である。

第三者評価を我々は、単に、高等教育機関として有すべき水準を満たしているかという基準評価としてだけでなく、むしろ積極的にこのような教育活動の活性化のための自己点検・評価として取り組んだ。